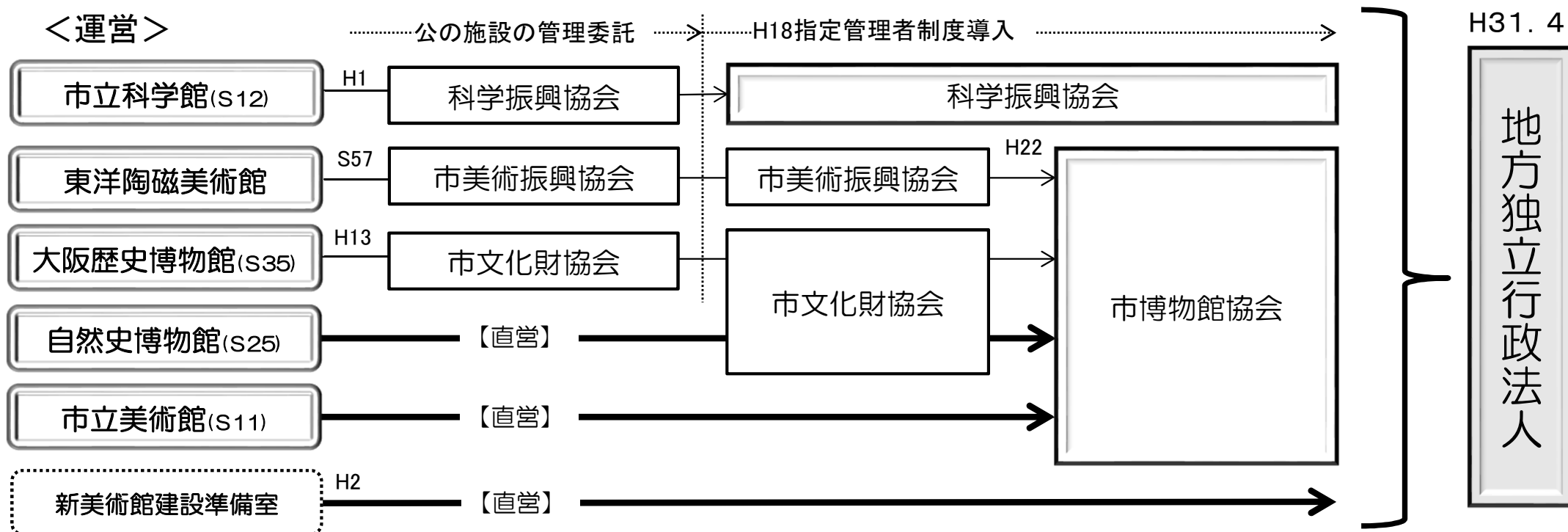


大阪市立博物館群の地方独立行政法人 による運営への移行（平成31年4月）

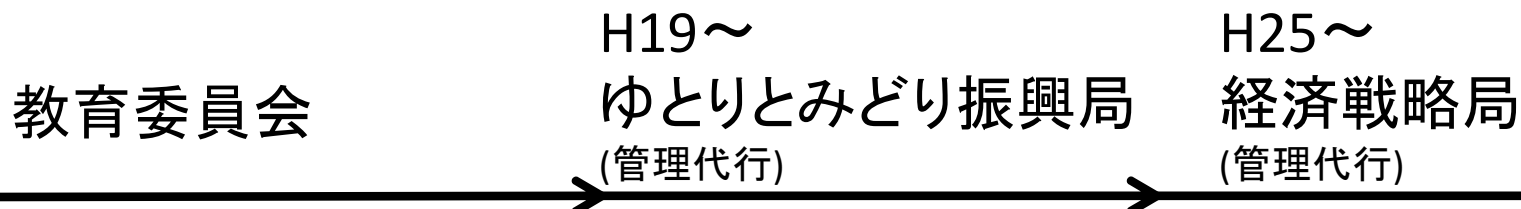
大阪市立自然史博物館

川端 清司

経営形態の変遷と取組みの経過



所管局の変遷



「文化施設（博物館施設）の地方独立行政法人化に向けた基本プラン（素案）」平成27年2月、大阪市経済戦略局 を一部改変

7) 博物館施設独法化へのあゆみ

- 複数回に及ぶ特区提案や国に対する施策要望等を通じた7年に亘る取組の結果、政令改正が実現
- 市では、指定管理者制度導入直後の平成18年秋から、構造改革特区提案を通じて政令改正を要望
- この間、全国的組織である日本博物館協会では毎年、市の要望内容を支持する大会決議を採択

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
構造改革特区提案等	第10次構造改革特区提案(10月) 第10次「対応不可」(2月)		第13次特区提案(6月) 第13次「実現に向けて対応を検討」(10月)	第13次「対応困難」(10月)			首相への要望(1月)	政令改正実現(10月)
国家予算要望		★	★		★	★	★	
日本博物館協会決議	★	★	★		★	★	★	★
指定管理	← 第1期指定管理 →		← 第2期指定		→	← 第3期		定管理 →
他の動き		教育施設のゆとりとみどり振興局への移管(補助執行)				市文化財協会と市美術振興協会の統合		三重県による国への提案・提言

政権交代(9月)

市長交代(12月)

他都市に先駆け、さまざまな手段を通じ、関係団体の応援も得て7年に渡る要望を続け、政令改正が実現

時 期	具 体 的 な 取 組 み の 経 過
①2005(H17)年12月	指定管理者制度の課題解決策として、地方独立行政法人を発案
②2006(H18)年10月	当時、法令上は不可能な地方独法化実現に向け、構造改革特区を提案 →不採択
③2008(H20)年6月	博物館法の改正で設置主体の制限が見直されず、構造改革特区を再度提案 →不採択
④2013(H25)年10月	地方独立行政法人法施行令の改正→博物館施設が地方独立行政法人の対象業務になる
⑤2014(H26)年1月	市の施設を対象に、市が地方独立行政法人を先行して設立することをめざす
⑥2015(H27)年3月	『法人化の基本プラン(素案)』の策定と平成28年度中の法人設立をめざした予算計上→減額修正
⑦2016(H28)年10月	戦略会議で「大阪市ミュージアムビジョン(案)」の決定及びその実現に適した経営形態を地方独立行政法人と確認
⑧2017(H29)年3月	改めて『法人化の基本プラン』を策定、法人化準備予算が附帯決議を付して議決
⑨2018(H30)年2月	定款及び評価委員会条例の議決
⑩2018年11月	施行令の改正→銃刀法に係るみなし規定の整備
⑪2018年12月	中期目標や重要な財産、職員の引継ぎ等関連条例が附帯決議を付して議決
⑫2019(H31)年4月	地方独立行政法人大阪市博物館機構 発足

大阪都構想

- 博物館施設の経営形態の問題が府市統合本部の検討事項に取り上げられる
- 「広域行政・二重行政」のうち「A:経営形態の変更」を検討する11対象事業に
- 都市交通(地下鉄、市営バス)、港湾、大学(府立・市立)、水道、公営住宅、一般廃棄物、消防、市場、病院、下水道、**文化施設(博物館)**

大阪市ミュージアムビジョン

都市のコアとしてのミュージアム

～大阪の知を拓き発信することで、人々が集い賑わう都市を実現し、大阪を担う市民と歩むミュージアムへ～

平成28年12月

大阪市経済戦略局

大阪市ミュージアムのめざす姿

今後、ミュージアムとしてめざす姿と、その実現に向けての目標や取組イメージ。
 みの

めざす姿

都市のコアとしてのミュージアム

～大阪の知を拓き発信することで、人々が集い賑わう都市を実現し、大阪を担う市民とあゆむミュージアムへ～

- ① 大阪の知を拓く
- ・館相互や関連施設との連携・協働による資源の相互活用
 - ・歴史的建築等を活用したユニークベニューの展開
 - ・官民の特徴を活かした戦略的発信
 - ・アーカイブ化による資料・情報の有効利用
 - ・ICTの活用による魅力的な展示



- ② 大阪を元気に
- ・多言語対応による観光客の受け入れ体制の整備
 - ・近隣資源の活用やイベント参加
 - ・メディアと連携し大型企画展を誘致
 - ・企業と協働したミュージアムグッズの開発や解説技術の開発、サービス施設の充実



- ③ 学びと活動の拠点へ
- ・実物と実体験を通じた「気づき」やアクティブラーニングの場を提供
 - ・プロ輩出の契機となるような専門研究の支援
 - ・市民参加の調査研究活動や、ボランティア・NPOによる参画機会の拡充



法人化準備について(H29-30の2ヶ年)

独立行政法人を律するもの

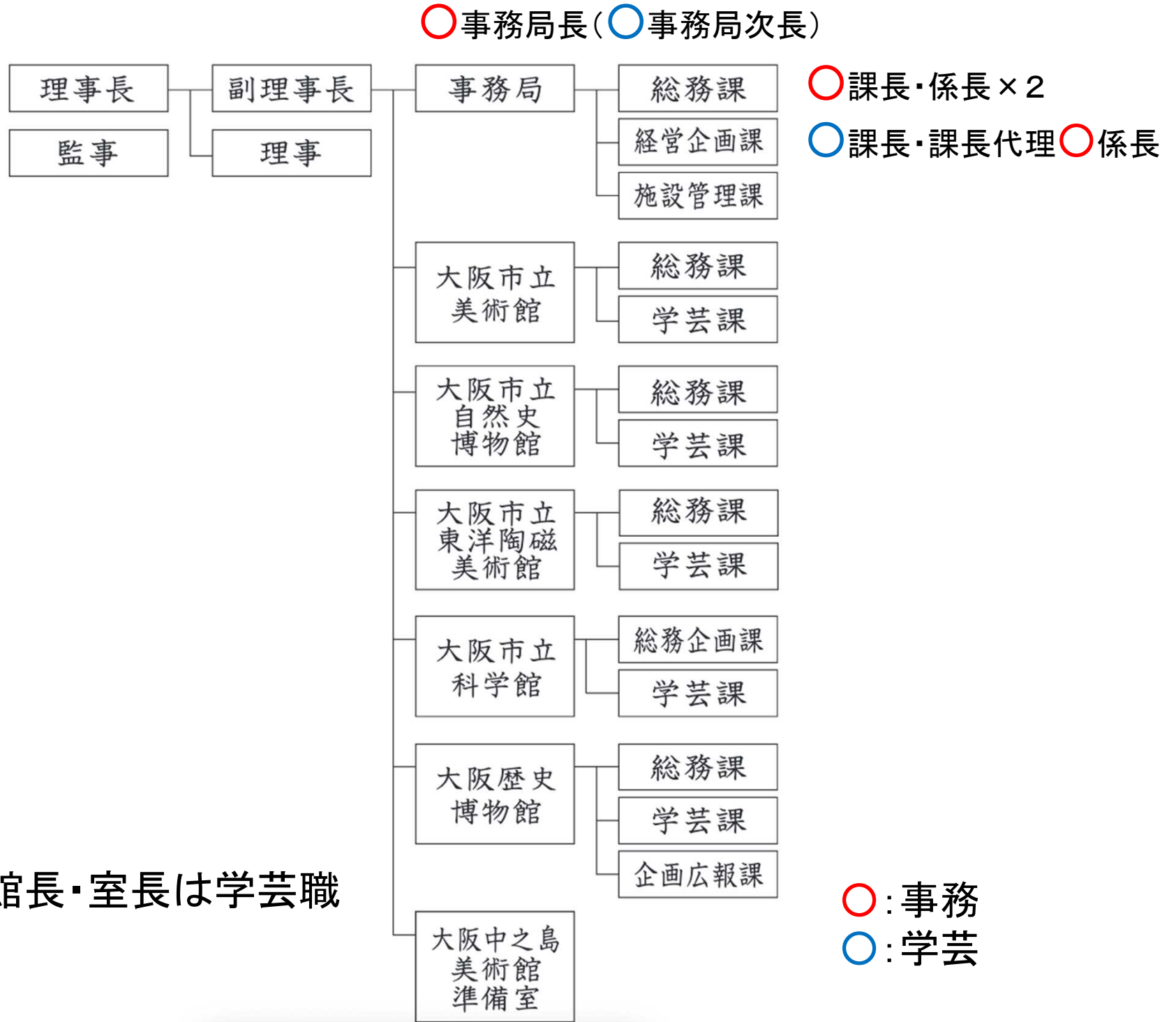
- 定款 ← 学芸課長(等)によるWG
- 業務方法書 ← 学芸課長(等)によるWG
- 中期目標 ← WG + WGの下に中堅学芸員のTF
- 中期計画 ← WGの下に中堅学芸員のTF
- 年度計画 ← WGの下に中堅学芸員のTF
- 各種規程(組織、施設の使用など) 大阪市担当職員

- ・現場学芸員を含めた準備室が設置されなかった
- ・指定管理者である博物館協会・科学振興協会の役割分担が不明確

とにかく発足した

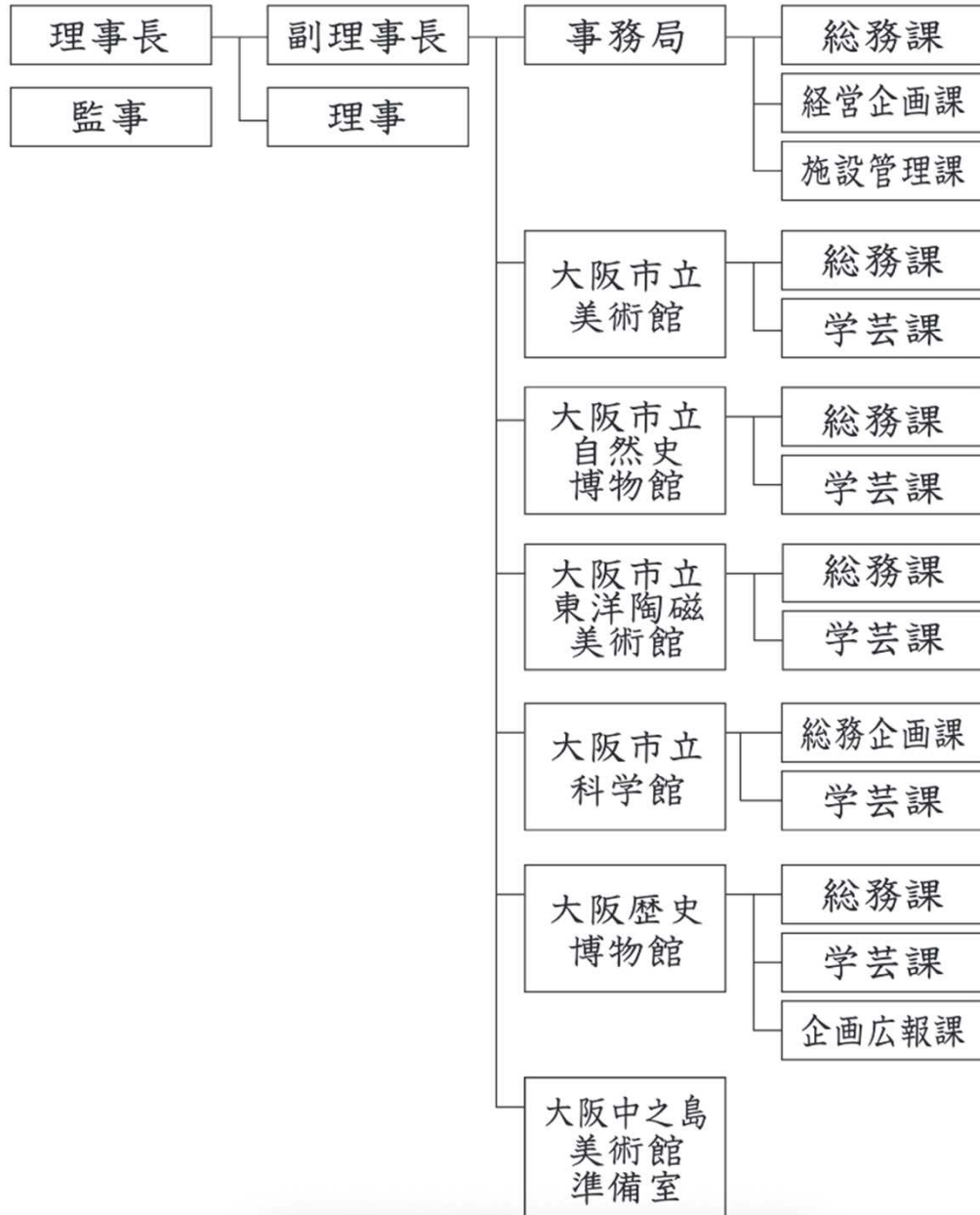
- 運営の継続性：学芸員の任期制雇用→無期
- 大阪市からの運営交付金と入館料収入
- 大規模改修・展示更新は設置者(大阪市)の責任で行う(大阪市会での独法設立の議決に附帯決議)
- 専決権の現場各館(館長)への大胆な委譲

組織図



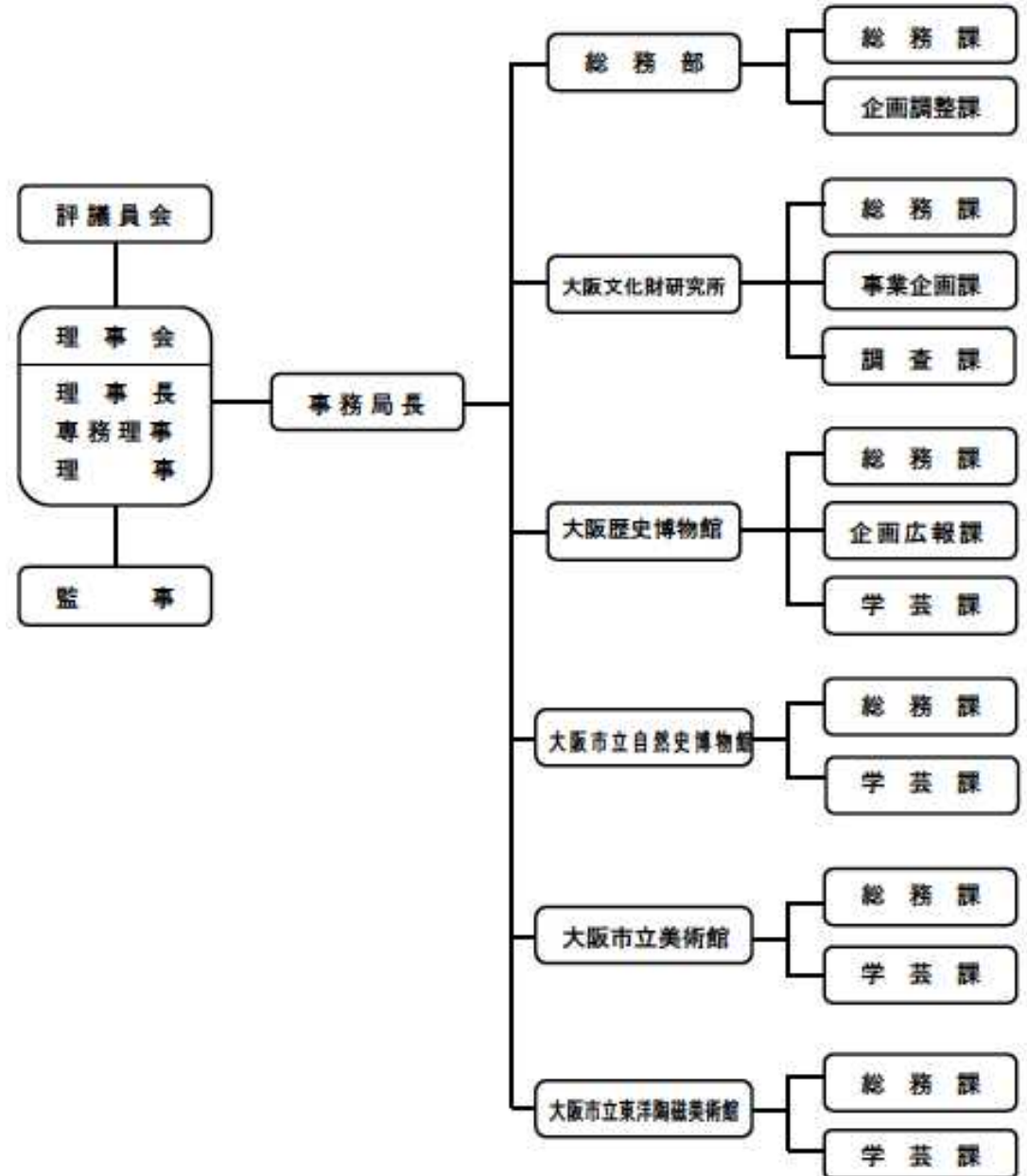
※館長・室長は学芸職

大阪市博物館機構



大阪市博物館協会

H29.6.7



理事会の構成

理事長	真鍋 精志	JR西日本会長
副理事長	安積 孝夫	市OB・常勤 前大阪市立大学附属病院運営本部長
理事	梶谷 亮治	東大寺ミュージアム初代館長、 元奈良国立博物館学芸課長
理事	佐藤 友美子	追手門学院大学地域創造学部教授 (生活文化論)
理事	玉岡 かおる	作家(兵庫県教育委員)
理事	布谷 知夫	前 三重県総合博物館館長
監事	西尾 方宏	